

食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設の登録 審査基準

【事務の根拠】

○食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。）第十四条
都道府県知事は、法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を行う場合には、入所の資格、修業年限、受講科目その他の事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、行うものとする。

【参考条文】

○令第十五条

法第四十八条第六項第三号の養成施設の登録を受けようとするときは、その設置者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書をその施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

○令第九条第一項第一号

食品衛生監視員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者

○食品衛生法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）第四十八条第六項第三号

次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食品衛生管理者となることができない。

三 都道府県知事の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者

○食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号。以下「規則」という。）第五十一条

令第十五条（令第九条第二項において準用する場合を含む。）の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 養成施設の名称及び所在地

二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日

三 養成施設の長の氏名及び住所

四 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別

五 各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別

六 入学定員

- 七 入学資格及び時期
- 八 修業年限
- 九 教授用及び実習用の機械器具及び図書目録
- 十 校地及び校舎の図面及び配置図
- 十一 学則
- 十二 その他参考となるべき事項